

ダイナースクラブ加盟店規約 新旧対照条文 (傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。)

新規約	旧規約	備考
<p>第1条 (総則)</p> <p>1. 三井住友トラストクラブ株式会社 (以下「<u>当社</u>」といいます。) は、第2条第1項に定める加盟店の行う取引に関し以下、各条項の通り規定するものとします。</p> <p>第2条 (加盟店)</p> <p>1. 加盟店とは、本規約を承認の上、<u>当社</u>に加盟を申し込み、<u>当社</u>が加盟を認めた個人、法人および団体をいいます。なお、本規約に基づき、<u>当社</u>と加盟店で成立した契約を「加盟店契約」といい、<u>当社</u>が加盟店審査を行って加盟店契約を締結することを承諾し当該契約内容の登録が完了した日を「加盟店契約締結日」といいます。</p> <p>2. 加盟店は、第4条の信用販売を行う店舗、施設を指定し、あらかじめ<u>当社</u>に所定の書面をもって届け出、<u>当社</u>の承認を得るものとします。なお、信用販売を行う店舗、施設の追加、変更または廃止についても同様とします。</p> <p>3. 加盟店は、すべての信用販売を行う店舗、施設に<u>当社</u>所定の加盟店標識を掲示するものとします。また加盟店は、<u>当社</u>からカード (第3条第1項に定めるカードをいいます。以下同じ。) の利用または販売促進にかかわる展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、<u>当社</u>からカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。</p> <p>5. 加盟店は、<u>当社</u>から決算書等の提出の要請を受けたときは、速やかに<u>当社</u>が指定する資料を提出するものとします。</p> <p>6. 加盟店は、<u>当社</u>または<u>当社</u>の委託先が、第3条第1項に定める会員のカード利</p>	<p>第1条 (総則)</p> <p>1. 三井住友トラストクラブ株式会社 (以下「<u>ダイナース</u>」といいます。) は、第2条第1項に定める加盟店の行う取引に関し以下、各条項の通り規定するものとします。</p> <p>第2条 (加盟店)</p> <p>1. 加盟店とは、本規約を承認の上、<u>ダイナース</u>に加盟を申し込み、<u>ダイナース</u>が加盟を認めた個人、法人および団体をいいます。なお、本規約に基づき、<u>ダイナース</u>と加盟店で成立した契約を「加盟店契約」といい、<u>ダイナース</u>が加盟店審査を行って加盟店契約を締結することを承諾し当該契約内容の登録が完了した日を「加盟店契約締結日」といいます。</p> <p>2. 加盟店は、第4条の信用販売を行う店舗、施設を指定し、あらかじめ<u>ダイナース</u>に所定の書面をもって届け出、<u>ダイナース</u>の承認を得るものとします。なお、信用販売を行う店舗、施設の追加、変更または廃止についても同様とします。</p> <p>3. 加盟店は、すべての信用販売を行う店舗、施設に<u>ダイナース</u>所定の加盟店標識を掲示するものとします。また加盟店は、<u>ダイナース</u>からカード (第3条第1項に定めるカードをいいます。以下同じ。) の利用または販売促進にかかわる展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、<u>ダイナース</u>からカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。</p> <p>5. 加盟店は、<u>ダイナース</u>から決算書等の提出の要請を受けたときは、速やかに<u>ダイナース</u>が指定する資料を提出するものとします。</p> <p>6. 加盟店は、<u>ダイナース</u>または<u>ダイナース</u>の委託先が、第3条第1項に定める会</p>	<p>変更 (以下同様)</p>

新規約	旧規約	備考
<p>用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。</p> <p>8. 加盟店は、<u>当社</u>が別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。</p> <p>第3条（カードおよび有効カード）</p> <p>1. カードとは、<u>当社</u>、<u>日本国外におけるダイナースクラブカード発行会社</u>（以下「外国ダイナース」といいます。）および外国ダイナースの提携先が認めたカード利用者（以下、前者を「日本会員」、後者を「外国会員」といい、両者を「会員」と総称します。）に対して貸与したクレジットカードをいいます。</p> <p>2. 有効カードとは、前項に定めるカードのうち、有効期間内のもので、会員自筆の署名があり、かつ<u>当社</u>が行う無効の通知に該当がないものをいいます。</p> <p>第4条（信用販売）</p> <p>2. 本規約において信用販売とは、加盟店が会員に対して行う加盟店の取り扱う物品もしくは権利の販売または飲食、宿泊などの役務の提供その他<u>当社</u>が特に認める加盟店と会員との間の取引のうち、販売もしくは役務提供に基づく代金債権またはその他の取引による債権を、加盟店契約に定めるところに従い<u>当社</u>に譲渡することにより、加盟店が加盟店契約に従い当該代金相当額の支払を<u>当社</u>から受けるものをいいます。</p> <p>3. 本規約に定める信用販売の種類には、会員の<u>当社</u>に対する支払方式の別により、①1回払い販売、②リボルビング払い販売および③ボーナス一括払い販売があります。但し、リボルビング払い販売およびボーナス一括払い販売は、加</p>	<p>員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。</p> <p>8. 加盟店は、<u>ダイナース</u>が別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。</p> <p>第3条（カードおよび有効カード）</p> <p>1. カードとは、<u>ダイナース</u>、<u>外国ダイナースクラブ</u>（以下「外国ダイナース」といいます。）および外国ダイナースの提携先が認めたカード利用者（以下、前者を「日本会員」、後者を「外国会員」といい、両者を「会員」と総称します。）に対して貸与したクレジットカードをいいます。</p> <p>2. 有効カードとは、前項に定めるカードのうち、有効期間内のもので、会員自筆の署名があり、かつ<u>ダイナース</u>が行う無効の通知に該当がないものをいいます。</p> <p>第4条（信用販売）</p> <p>2. 本規約において信用販売とは、加盟店が会員に対して行う加盟店の取り扱う物品もしくは権利の販売または飲食、宿泊などの役務の提供その他<u>ダイナース</u>が特に認める加盟店と会員との間の取引のうち、販売もしくは役務提供に基づく代金債権またはその他の取引による債権を、加盟店契約に定めるところに従い<u>ダイナース</u>に譲渡することにより、加盟店が加盟店契約に従い当該代金相当額の支払を<u>ダイナース</u>から受けるものをいいます。</p> <p>3. 本規約に定める信用販売の種類には、会員の<u>ダイナース</u>に対する支払方式の別により、①1回払い販売、②リボルビング払い販売および③ボーナス一括払い販売があります。但し、リボルビング払い販売およびボーナス一括払い販売は、</p>	<p>備考</p> <p>変更</p>

新規約	旧規約	備考
<p>盟店からその取り扱いの申し込みを受け、<u>当社</u>が適当と認めた場合に取り扱いのできるものとします。加盟店は、リボルビング払い販売またはボーナス一括払い販売の取扱いを認められた場合であっても、日本会員のみを対象とすることができるものとします。</p> <p>4. 本規約は、加盟店が第 5 条に定める方法に基づき店頭等において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、オンライン通信による販売等、店頭等販売以外の取引については、別途<u>当社</u>が承認した場合を除き、信用販売を行うことはできないものとします。</p> <p>第 5 条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員から信用販売の請求があった場合、次の各号の手続をとらなければならないが、本項第 1 号の確認が完了するまでは信用販売を行ってはならないものとします。</p> <p>(2) <u>当社</u>所定の様式による帳票に加盟店番号、加盟店名、加盟店連絡先、売場名、担当者名、カード記載のカード番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、売上日付、金額、品名・型式、数量等<u>当社</u>が定める事項を記入して作成すること（本規約において当該作成された帳票を「売上票」といいます。）。なお、加盟店は、会員に対し、売上票に<u>当社</u>所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項第 1 号に掲げる事項につき、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって確認するものとし、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」といいます。）に該当しないことの確認をするものとします。この場合において、加盟店は、<u>クレジット取引セキュリティ対策協議会</u>が策定した「クレジットカード・セキュ</p>	<p>加盟店からその取り扱いの申し込みを受け、<u>ダイナース</u>が適当と認めた場合に取り扱いのできるものとします。加盟店は、リボルビング払い販売またはボーナス一括払い販売の取扱いを認められた場合であっても、日本会員のみを対象とすることができるものとします。</p> <p>4. 本規約は、加盟店が第 5 条に定める方法に基づき店頭等において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、オンライン通信による販売等、店頭等販売以外の取引については、別途<u>ダイナース</u>が承認した場合を除き、信用販売を行うことはできないものとします。</p> <p>第 5 条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員から信用販売の請求があった場合、次の各号の手続をとらなければならないが、本項第 1 号の確認が完了するまでは信用販売を行ってはならないものとします。</p> <p>(2) <u>ダイナース</u>所定の様式による帳票に加盟店番号、加盟店名、加盟店連絡先、売場名、担当者名、カード記載のカード番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、売上日付、金額、品名・型式、数量等<u>ダイナース</u>が定める事項を記入して作成すること（本規約において当該作成された帳票を「売上票」といいます。）。なお、加盟店は、会員に対し、売上票に<u>ダイナース</u>所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項第 1 号に掲げる事項につき、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって確認するものとし、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」といいます。）に該当しないことの確認をするものとします。この場合において、加盟店は、<u>実行計画</u>（<u>クレジット取引セキュリティ対策協議会</u>が策定した「クレジットカー</p>	<p>変更</p>

新規約	旧規約	備考
<p><u>リティガイドライン</u>」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が遵守することが求められる事項をとりまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含み、以下「セキュリティガイドライン」といいます。)の、その時々における最新のものに掲げられた措置を講じてこれを行うものとしします。</p> <p>3. 加盟店は、前項に定めるところに従い、本条第 1 項第 1 号の事項について確認を行い、<u>当社</u>から信用販売の承認を得るものとしします。</p> <p>6. 加盟店は、信用販売に際し割賦販売法第 30 条の 2 の 3 <u>第 5 項</u>または同条第 6 項およびそれらの<u>施行規則</u>に定める事項などを記載した書面(割賦販売法により認められる場合には電磁的データ)を会員へ交付するものとしします。</p> <p>9. 信用販売を行なう場合、加盟店は、第 8 条に定める信用販売の承認を<u>当社</u>に求めるものとし、<u>当社</u>の承認を得たときは売上票の承認番号欄に<u>当社</u>が通知する承認番号を記入するものとしします。</p> <p>10. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、<u>個人情報の保護に関する法律</u>(以下「<u>個人情報保護法</u>」)といいます。)、<u>資金決済に関する法律</u>、等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとしします。</p> <p>11. 加盟店は、次に定める内容の信用販売の取扱いを行わないものとしします。</p> <p>(5) <u>当社</u>が信用販売の相手方の利益の保護に欠けると判断する取引</p> <p>(8) その他<u>当社</u>が不相当と判断する取引</p> <p>12. 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券などの換金性の高い商品を取扱うことができません。ただし、<u>当社</u>が個別に承諾した場合はこの限りではありません。</p> <p>13. 加盟店は、<u>当社</u>から商品等の販売または提供を行うための許認可証の請求があ</p>	<p><u>ド取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画</u>」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含み、以下「<u>実行計画</u>」)といいます。)であって、その時々における最新のもの(以下「<u>実行計画</u>」)に掲げられた措置を講じてこれを行うものとしします。</p> <p>3. 加盟店は、前項に定めるところに従い、本条第 1 項第 1 号の事項について確認を行い、<u>ダイナース</u>から信用販売の承認を得るものとしします。</p> <p>6. 加盟店は、信用販売に際し割賦販売法第 30 条の 2 の 3 <u>第 4 項</u>に定める事項などを記載した書面(割賦販売法により認められる場合には電磁的データ)を会員へ交付するものとしします。</p> <p>9. 信用販売を行なう場合、加盟店は、第 8 条に定める信用販売の承認を<u>ダイナース</u>に求めるものとし、<u>ダイナース</u>の承認を得たときは売上票の承認番号欄に<u>ダイナース</u>が通知する承認番号を記入するものとしします。</p> <p>10. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとしします。</p> <p>11. 加盟店は、次に定める内容の信用販売の取扱いを行わないものとしします。</p> <p>(5) <u>ダイナース</u>が信用販売の相手方の利益の保護に欠けると判断する取引</p> <p>(8) その他<u>ダイナース</u>が不相当と判断する取引</p> <p>12. 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券などの換金性の高い商品を取扱うことができません。ただし、<u>ダイナース</u>が個別に承諾した場合はこの限りではありません。</p> <p>13. 加盟店は、<u>ダイナース</u>から商品等の販売または提供を行うための許認可証の請</p>	<p>(名称の更新。以下同じ)</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

新規約	旧規約	備考
<p>った場合、速やかにその資料を提出するものとします。</p> <p>14. 加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場合は<u>当社</u>の事前の承諾を得るものとします。また、当該商品および役務の信用販売を行う場合は会員と権利名義人は同一である事を必要とします。ただし、<u>当社</u>が個別に承諾した場合はこの限りではありません。</p> <p>第7条（商品の引渡し）</p> <p>2. 加盟店は、信用販売による商品等に関する引渡し、提供などを複数回または継続的に行う場合、その引渡し、提供方法等に関してあらかじめ<u>当社</u>に申し出、<u>当社</u>の承認を得るものとします。</p> <p>第8条（事前承認の義務・信用販売限度額）</p> <p>1. 加盟店は、会員から信用販売を求められた場合、原則としてその全件について事前に信用販売の種類を通知したうえで<u>当社</u>の承認を求めるものとします。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを、日付の変更、金額の分割、個々の商品ごとに売上票を作成する等により、売上票を複数枚にすることや、売上票の金額訂正はできないものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額（同一日、同一売場における税金、送料などを含む信用販売額の総額とします。）を<u>当社</u>が通知した場合、加盟店は信用販売限度額の範囲内において1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、<u>当社</u>の承認を得る必要はないものとします。なお、<u>当社</u>は、<u>当社</u>が必要と認めた商品等について、個別に信用販売の限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。また、加盟店は、<u>当社</u>から信用販売の限度額の変更の通知があった場合はそれに従うものとします。</p>	<p>求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。</p> <p>14. 加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場合は<u>ダイナース</u>の事前の承諾を得るものとします。また、当該商品および役務の信用販売を行う場合は会員と権利名義人は同一である事を必要とします。ただし、<u>ダイナース</u>が個別に承諾した場合はこの限りではありません。</p> <p>第7条（商品の引渡し）</p> <p>2. 加盟店は、信用販売による商品等に関する引渡し、提供などを複数回または継続的に行う場合、その引渡し、提供方法等に関してあらかじめ<u>ダイナース</u>に申し出、<u>ダイナース</u>の承認を得るものとします。</p> <p>第8条（事前承認の義務・信用販売限度額）</p> <p>1. 加盟店は、会員から信用販売を求められた場合、原則としてその全件について事前に信用販売の種類を通知したうえで<u>ダイナース</u>の承認を求めるものとします。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを、日付の変更、金額の分割、個々の商品ごとに売上票を作成する等により、売上票を複数枚にすることや、売上票の金額訂正はできないものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額（同一日、同一売場における税金、送料などを含む信用販売額の総額とします。）を<u>ダイナース</u>が通知した場合、加盟店は信用販売限度額の範囲内において1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、<u>ダイナース</u>の承認を得る必要はないものとします。なお、<u>ダイナース</u>は、<u>ダイナース</u>が必要と認めた商品等について、個別に信用販売の限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。また、加盟店は、<u>ダイナース</u>から信用販売の限度額の変更の通知があった場合はそれに従うものとします。</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>3. ICチップを用いた非接触決済サービスの1回あたりの利用限度額（税金、送料等を含み、以下「利用限度額」といいます。）は、当社が別途指定した金額とし、加盟店はこれを超えた金額での取扱いができないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4. 信用販売の承認については、<u>当社</u>の判断により拒否する場合があります。</p> <p>第9条（無効カード等の取り扱いおよび情報提供・調査協力）</p> <p>1. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該カードの提示者に対して信用販売を行わないものとし、当該カードを預かった上で直ちに<u>当社</u>に通報し、その指示に従うものとします。</p> <p>(1) <u>当社</u>から無効を通知されたカードの提示を受けた場合（第5条に定める手続の過程で無効カードの通知を受けた場合を含みますが、これに限られません。）</p> <p>3. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、信用販売を行う前に<u>当社</u>への旨を連絡し、その指示に従うものとします。</p> <p>4. 加盟店は、<u>当社</u>が会員のカード使用状況等調査協力を求めた場合には、これに対し、関連する資料（録画を含みます。）、販売担当者その他の関係者による説明その他必要となる一切の協力を行うものとします。また、加盟店は<u>当社</u>から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。</p> <p>第10条（不正利用等発生時の対応）</p> <p>2. 加盟店は、前項の場合には、ただちにその旨を<u>当社</u>に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容</p>	<p>3. 信用販売の承認については、<u>ダイナース</u>の判断により拒否する場合があります。</p> <p>第9条（無効カード等の取り扱いおよび情報提供・調査協力）</p> <p>1. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該カードの提示者に対して信用販売を行わないものとし、当該カードを預かった上で直ちに<u>ダイナース</u>に通報し、その指示に従うものとします。</p> <p>(1) <u>ダイナース</u>から無効を通知されたカードの提示を受けた場合（第5条に定める手続の過程で無効カードの通知を受けた場合を含みますが、これに限られません。）</p> <p>3. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、信用販売を行う前に<u>ダイナース</u>への旨を連絡し、その指示に従うものとします。</p> <p>4. 加盟店は、<u>ダイナース</u>が会員のカード使用状況等調査協力を求めた場合には、これに対し、関連する資料（録画を含みます。）、販売担当者その他の関係者による説明その他必要となる一切の協力を行うものとします。また、加盟店は<u>ダイナース</u>から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。</p> <p>第10条（不正利用等発生時の対応）</p> <p>2. 加盟店は、前項の場合には、ただちにその旨を<u>ダイナース</u>に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画</p>	<p>追加</p> <p>条ずれ</p>

新規約	旧規約	備考
<p>ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。</p> <p>第 11 条 (売上票の送付)</p> <p>1. 加盟店は、1 回払い販売による売上票、リボルビング払い販売による売上票、ボーナス一括払い販売による売上票をそれぞれ区別して、各々<u>当社</u>所定の売上集計表を添付して、原則として1 週間ごとに取りまとめ、<u>当社</u>に送付するものとします。</p> <p>2. 加盟店は<u>当社</u>が認めた場合、次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合加盟店は、<u>当社</u>が別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。</p> <p>(1) <u>当社</u>が認めた CCT 等、情報処理センターが提供するデータ伝送サービスおよび<u>当社</u>と加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法</p> <p>(2) その他<u>当社</u>が指定した方法</p> <p>第 12 条 (信用販売による債権の譲渡)</p> <p>加盟店は本規約に基づく信用販売によって会員に対して取得した債権を<u>当社</u>に譲渡し、<u>当社</u>はこれを譲り受けるものとします。債権譲渡は、売上票が<u>当社</u>に到着したとき、その効力が発生するものとします。</p> <p>第 13 条 (割引料)</p> <p>1. 加盟店が<u>当社</u>に支払う債権譲渡にかかわる割引料は、1 回の信用販売ごとに信用販売代金に対して<u>当社</u>が定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。</p>	<p>の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。</p> <p>第 11 条 (売上票の送付)</p> <p>1. 加盟店は、1 回払い販売による売上票、リボルビング払い販売による売上票、ボーナス一括払い販売による売上票をそれぞれ区別して、各々<u>ダイナース</u>所定の売上集計表を添付して、原則として1 週間ごとに取りまとめ、<u>ダイナース</u>に送付するものとします。</p> <p>2. 加盟店は<u>ダイナース</u>が認めた場合、次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合加盟店は、<u>ダイナース</u>が別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。</p> <p>(1) <u>ダイナース</u>が認めた CCT 等、情報処理センターが提供するデータ伝送サービスおよび<u>ダイナース</u>と加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法</p> <p>(2) その他<u>ダイナース</u>が指定した方法</p> <p>第 12 条 (信用販売による債権の譲渡)</p> <p>加盟店は本規約に基づく信用販売によって会員に対して取得した債権を<u>ダイナース</u>に譲渡し、<u>ダイナース</u>はこれを譲り受けるものとします。債権譲渡は、売上票が<u>ダイナース</u>に到着したとき、その効力が発生するものとします。</p> <p>第 13 条 (割引料)</p> <p>1. 加盟店が<u>ダイナース</u>に支払う債権譲渡にかかわる割引料は、1 回の信用販売ごとに信用販売代金に対して<u>ダイナース</u>が定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>2. なお、前項について、<u>当社</u>が特別に認めた場合については、この限りではないものとします。</p> <p>第 14 条（債権譲渡対価の精算）</p> <p>1. <u>当社</u>は、売上票に基づいて別表に定める支払日に、前条に定める割引料を差し引いた金額（以下「債権譲渡対価」といいます。）をあらかじめ加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等<u>当社</u>の営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。</p> <p>2. なお、前項について、<u>当社</u>が特別に認めた場合については、この限りではないものとします。</p> <p>3. <u>当社</u>の加盟店に対する債権譲渡対価は、<u>当社</u>が直接支払うか、または<u>当社</u>が指定し、事前に加盟店に通知した<u>当社</u>所定の会社が立替払いをするものとします。</p> <p>第 15 条（信用販売の取消し）</p> <p>加盟店が信用販売の取消または解約等を行う場合は、直ちに<u>当社</u>所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うための売上票を<u>当社</u>へ送付することとします。ただし、当該債権譲渡対価が支払済みの場合には、加盟店は<u>当社</u>に対し当該対価を直ちに返還するものとします。また、<u>当社</u>は当該対価を次回以降の加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。</p> <p>第 16 条（商品の所有権）</p> <p>1. 加盟店が、会員に信用販売を行った商品等の所有権は、当該債権が<u>当社</u>に譲渡されたときに<u>当社</u>に移転するものとします。ただし、第 15 条に定める債権譲</p>	<p>2. なお、前項について、<u>ダイナース</u>が特別に認めた場合については、この限りではないものとします。</p> <p>第 14 条（債権譲渡対価の精算）</p> <p>1. <u>ダイナース</u>は、売上票に基づいて別表に定める支払日に、前条に定める割引料を差し引いた金額（以下「債権譲渡対価」といいます。）をあらかじめ加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等<u>ダイナース</u>の営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。</p> <p>2. なお、前項について、<u>ダイナース</u>が特別に認めた場合については、この限りではないものとします。</p> <p>3. <u>ダイナース</u>の加盟店に対する債権譲渡対価は、<u>ダイナース</u>が直接支払うか、または<u>ダイナース</u>が指定し、事前に加盟店に通知した<u>ダイナース</u>所定の会社が立替払いをするものとします。</p> <p>第 15 条（信用販売の取消し）</p> <p>加盟店が信用販売の取消または解約等を行う場合は、直ちに<u>ダイナース</u>所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うための売上票を<u>ダイナース</u>へ送付することとします。ただし、当該債権譲渡対価が支払済みの場合には、加盟店は<u>ダイナース</u>に対し当該対価を直ちに返還するものとします。また、<u>ダイナース</u>は当該対価を次回以降の加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。</p> <p>第 16 条（商品の所有権）</p> <p>1. 加盟店が、会員に信用販売を行った商品等の所有権は、当該債権が<u>ダイナース</u>に譲渡されたときに<u>ダイナース</u>に移転するものとします。ただし、第 15 条に</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>渡の取消または第 18 条に定める債権譲渡の解除がなされた場合、当該債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該譲渡対価を<u>当社</u>に返還したときに、加盟店に戻るものとします。</p> <p>2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、<u>当社</u>が加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、信用販売を行った商品等の所有権は<u>当社</u>に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。</p> <p>3. 信用販売を行った商品等の所有権が加盟店に属する場合でも、<u>当社</u>は必要があるときは、加盟店に代って商品等を回収することができるものとします。</p> <p>第 17 条（会員との紛議）</p> <p>1. 加盟店は、会員から信用販売の取り扱いおよび商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合または会員、関係省庁その他の行政機関等から第 5 条第 10 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。また、この場合、加盟店は、<u>当社</u>が行う調査に誠実に協力するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、リボルビング払い販売およびボーナス一括払い販売において<u>当社</u>に対するカード利用代金債務について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を会員が主張した場合は、次の各号に定める方法により処理するものとします。</p> <p>(1) 加盟店は、<u>当社</u>が会員から支払停止の抗弁の主張を受けた場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。</p>	<p>定める債権譲渡の取消または第 18 条に定める債権譲渡の解除がなされた場合、当該債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該譲渡対価を<u>ダイナース</u>に返還したときに、加盟店に戻るものとします。</p> <p>2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、<u>ダイナース</u>が加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、信用販売を行った商品等の所有権は<u>ダイナース</u>に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。</p> <p>3. 信用販売を行った商品等の所有権が加盟店に属する場合でも、<u>ダイナース</u>は必要があるときは、加盟店に代って商品等を回収することができるものとします。</p> <p>第 17 条（会員との紛議）</p> <p>1. 加盟店は、会員から信用販売の取り扱いおよび商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合または会員、関係省庁その他の行政機関等から第 5 条第 10 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。また、この場合、加盟店は、<u>ダイナース</u>が行う調査に誠実に協力するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、リボルビング払い販売およびボーナス一括払い販売において<u>ダイナース</u>に対するカード利用代金債務について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を会員が主張した場合は、次の各号に定める方法により処理するものとします。</p> <p>(1) 加盟店は、<u>ダイナース</u>が会員から支払停止の抗弁の主張を受けた場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>(2) 会員からの支払停止の抗弁の主張が、<u>当社</u>の加盟店に対する債権譲渡対価支払いの前になされたものである場合は、<u>当社</u>は、当該抗弁の事由が解消されるまでの間、一時、当該債権譲渡対価の支払いを停止することができるものとし、当該債権譲渡対価支払いの後になされた場合には、加盟店は<u>当社</u>からの請求があり次第、直ちに当該債権譲渡対価相当額を保証金として<u>当社</u>に差し入れるものとします。</p> <p>(3) 前号の保証金は当該抗弁事由が解消した場合は、<u>当社</u>から加盟店に返還されるものとします。ただし、会員の主張に抗弁事由がある場合には、<u>当社</u>の当該債権譲渡対価支払いの義務は消滅し、<u>当社</u>は当該保証金を加盟店の当該債権譲渡対価返還債務に充当することができるものとします。</p>	<p>(2) 会員からの支払停止の抗弁の主張が、<u>ダイナース</u>の加盟店に対する債権譲渡対価支払いの前になされたものである場合は、<u>ダイナース</u>は、当該抗弁の事由が解消されるまでの間、一時、当該債権譲渡対価の支払いを停止することができるものとし、当該債権譲渡対価支払いの後になされた場合には、加盟店は<u>ダイナース</u>からの請求があり次第、直ちに当該債権譲渡対価相当額を保証金として<u>ダイナース</u>に差し入れるものとします。</p> <p>(3) 前号の保証金は当該抗弁事由が解消した場合は、<u>ダイナース</u>から加盟店に返還されるものとします。ただし、会員の主張に抗弁事由がある場合には、<u>ダイナース</u>の当該債権譲渡対価支払いの義務は消滅し、<u>ダイナース</u>は当該保証金を加盟店の当該債権譲渡対価返還債務に充当することができるものとします。</p>	
<p>第 18 条（支払い保留および債権譲渡の解除）</p> <p><u>当社</u>が債権譲渡を受けるにあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、承認番号の取得の有無にかかわらず、<u>当社</u>はその不備、不審な点が解決されるまで譲り受けた債権譲渡対価の支払いを保留し、解決されない場合には、債権譲渡を解除し、債権譲渡対価を支払い済みの場合には、加盟店は直ちにこれを返還するものとし、<u>当社</u>は次回以降の債権譲渡対価から差し引くこともできるものとします。一方、調査が完了し、<u>当社</u>が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、<u>当社</u>は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、<u>当社</u>は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、<u>当社</u>の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p> <p>(5) 信用販売を行った日から 1 ヶ月以上経過して当該債権が<u>当社</u>に譲渡された場</p>	<p>第 18 条（支払い保留および債権譲渡の解除）</p> <p><u>ダイナース</u>が債権譲渡を受けるにあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、承認番号の取得の有無にかかわらず、<u>ダイナース</u>はその不備、不審な点が解決されるまで譲り受けた債権譲渡対価の支払いを保留し、解決されない場合には、債権譲渡を解除し、債権譲渡対価を支払い済みの場合には、加盟店は直ちにこれを返還するものとし、<u>ダイナース</u>は次回以降の債権譲渡対価から差し引くこともできるものとします。一方、調査が完了し、<u>ダイナース</u>が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、<u>ダイナース</u>は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、<u>ダイナース</u>は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、<u>ダイナース</u>の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p> <p>(5) 信用販売を行った日から 1 ヶ月以上経過して当該債権が<u>ダイナース</u>に譲渡さ</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>合</p> <p>第 19 条（差押等の場合の処理）</p> <p>債権譲渡対価の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、<u>当社</u>は当該債権譲渡対価を<u>当社</u>所定の手続に従って処理するものとし、<u>当社</u>は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。</p> <p>第 20 条（カードに関する情報等の機密保持）</p> <p>1. 加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカードおよび会員に付帯する情報（会員の個人情報を含む）、ならびに割引料率を含む<u>当社</u>の営業上の機密を、機密情報（以下「機密情報」といいます。）として管理し、他に漏洩、開示、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）したり、または加盟店契約に定める信用販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。</p> <p>4. 加盟店は、<u>個人情報保護法</u>および関係するガイドラインの定めるところに従って、会員の個人情報を取り扱うものとし、会員から個人情報を取得する場合は、利用目的を明示するものとします。</p> <p>5. 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、<u>セキュリティガイドライン</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければならないものとします。</p> <p>6. 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる<u>セキュリティガイドライン</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様（加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる<u>セキュリティガイドライン</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含</p>	<p>れた場合</p> <p>第 19 条（差押等の場合の処理）</p> <p>債権譲渡対価の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、<u>ダイナース</u>は当該債権譲渡対価を<u>ダイナース</u>所定の手続に従って処理するものとし、<u>ダイナース</u>は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。</p> <p>第 20 条（カードに関する情報等の機密保持）</p> <p>1. 加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカードおよび会員に付帯する情報（会員の個人情報を含む）、ならびに割引料率を含む<u>ダイナース</u>の営業上の機密を、機密情報（以下「機密情報」といいます。）として管理し、他に漏洩、開示、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）したり、または加盟店契約に定める信用販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。</p> <p>4. 加盟店は、<u>個人情報の保護に関する法律</u>（以下「個人情報保護法」といいます。）および関係するガイドラインの定めるところに従って、会員の個人情報を取り扱うものとし、会員から個人情報を取得する場合は、利用目的を明示するものとします。</p> <p>5. 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければならないものとします。</p> <p>6. 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様（加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含みます。）は、加盟店においてカード番</p>	<p>変更（略称に変更）</p>

新規約	旧規約	備考
<p>みます。)は、加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS (クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準といえます)準拠、カード番号等のトークナイゼーション(加盟店内では復元されない仕組み)等とします。</p> <p>7. 前項の規定にかかわらず、<u>当社は</u>、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が<u>セキュリティガイドライン</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>9. 加盟店は、本条第 1 項記載の機密情報につき加盟店あるいは業務代行者において漏洩等が発生した場合には、直ちに<u>当社</u>に通知するものとします。</p> <p>12. 加盟店は、本条第 10 項柱書の場合には、直ちにその旨を<u>当社</u>に対して報告すると共に、遅滞なく、本条第 10 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。</p> <p>(5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって<u>当社</u>が求める事項</p> <p>13. 加盟店または業務代行者の保有する機密情報が漏洩等した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第 10 項の措置をとらない場合には、<u>当社は</u>、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表または漏えい、滅失または毀損した機密情報に係る会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>14. 加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、<u>当社</u>に機密情報に関する漏洩事故等による損害が発生した場合には、<u>当社は</u>加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者に対してもその損害の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>号等の非通過型による非保持化、PCIDSS (クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準といえます)準拠、カード番号等のトークナイゼーション(加盟店内では復元されない仕組み)等とします。</p> <p>7. 前項の規定にかかわらず、<u>ダイナース</u>は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>9. 加盟店は、本条第 1 項記載の機密情報につき加盟店あるいは業務代行者において漏洩等が発生した場合には、直ちに<u>ダイナース</u>に通知するものとします。</p> <p>12. 加盟店は、本条第 10 項柱書の場合には、直ちにその旨を<u>ダイナース</u>に対して報告すると共に、遅滞なく、本条第 10 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。</p> <p>(5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって<u>ダイナース</u>が求める事項</p> <p>13. 加盟店または業務代行者の保有する機密情報が漏洩等した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第 10 項の措置をとらない場合には、<u>ダイナース</u>は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表または漏えい、滅失または毀損した機密情報に係る会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>14. 加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、<u>ダイナース</u>に機密情報に関する漏洩事故等による損害が発生した場合には、<u>ダイナース</u>は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者に対してもその損害の賠償を請求することができるものとします。</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>15. 加盟店は、<u>当社</u>が、機密情報（ただし個人情報を除く）のうち「加盟店情報取り扱いに関する同意条項」第 1 条第 1 項（1）（3）（4）の情報を、必要な保護措置を講じたうえで<u>三井住友トラストグループ株式会社</u>ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社と共同で利用できることについて、異議なく同意するものとします。ただし、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします。</p> <p>第 21 条（信用販売の停止）</p> <p>加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、<u>当社</u>は加盟店に対し加盟店契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、<u>当社</u>が再開を認めるまでの間、信用販売をすることができないものとします。</p> <p>(1) <u>当社</u>が前条第 1 項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合</p> <p>(2) <u>当社</u>が、加盟店が第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合</p> <p>(3) その他、<u>当社</u>が必要と認めた場合</p> <p>第 22 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を<u>当社</u>所定の方法により遅滞なく<u>当社</u>に届け出るものとします。</p> <p>(5) その他、前各号に掲げるもののほか加盟店が<u>当社</u>に対し加盟店申込書にて届け出た事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか<u>当社</u>が加盟店に対しあらかじめ通知する事</p>	<p>15. 加盟店は、<u>ダイナース</u>が、機密情報（ただし個人情報を除く）のうち「加盟店情報取り扱いに関する同意条項」第 1 条第 1 項（1）（3）（4）の情報を、必要な保護措置を講じたうえで<u>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</u>ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社と共同で利用できることについて、異議なく同意するものとします。ただし、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします。</p> <p>第 21 条（信用販売の停止）</p> <p>加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、<u>ダイナース</u>は加盟店に対し加盟店契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、<u>ダイナース</u>が再開を認めるまでの間、信用販売をすることができないものとします。</p> <p>(1) <u>ダイナース</u>が前条第 1 項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合</p> <p>(2) <u>ダイナース</u>が、加盟店が第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合</p> <p>(3) その他、<u>ダイナース</u>が必要と認めた場合</p> <p>第 22 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を<u>ダイナース</u>所定の方法により遅滞なく<u>ダイナース</u>に届け出るものとします。</p> <p>(5) その他、前各号に掲げるもののほか加盟店が<u>ダイナース</u>に対し加盟店申込書にて届け出た事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか<u>ダイナース</u>が加盟店に対しあらかじめ通知す</p>	<p>変更</p> <p>（2024 年 10 月 1 日付け社名変更）</p>

新規約	旧規約	備考
<p style="text-align: center;">項</p> <p>2. 加盟店は、第 20 条第 6 項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ<u>当社</u>と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. <u>当社</u>は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができます。</p> <p>4. 本条第 1 項の届出がないため、<u>当社</u>からの通知または送付の書類、振込金、その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>第 23 条 (調査)</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、<u>当社</u>は、自らまたは<u>当社</u>が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、<u>当社</u>が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたととき。</p> <p>4. <u>当社</u>は、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生した費用を加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、第 1 項第 1 号に基づく調査については、加盟店が第 20 条第 10 項第 1 号および同項第 2 号に定める調査ならびに第 20 条第 12 項第 1 号および同項第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 10 条第 1 項に定める調査および同条第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとします。</p>	<p style="text-align: center;">る事項</p> <p>2. 加盟店は、第 20 条第 6 項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ<u>ダイナース</u>と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. <u>ダイナース</u>は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができます。</p> <p>4. 本条第 1 項の届出がないため、<u>ダイナース</u>からの通知または送付の書類、振込金、その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>第 23 条 (調査)</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、<u>ダイナース</u>は、自らまたは<u>ダイナース</u>が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、<u>ダイナース</u>が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたととき。</p> <p>4. <u>ダイナース</u>は、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生した費用を加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、第 1 項第 1 号に基づく調査については、加盟店が第 20 条第 10 項第 1 号および同項第 2 号に定める調査ならびに第 20 条第 12 項第 1 号および同項第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 10 条第 1 項に定める調査および同条第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとします。</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>第 24 条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当社は</u>、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、<u>当社</u>に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。</p> <p>2. <u>当社は</u>、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p>第 25 条（解約）</p> <p>1. 加盟店または<u>当社は</u>、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>当社は</u>、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、<u>当社</u>の判断により事前の通知をすることなくいつでも加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。</p> <p>第 26 条（加盟店契約の解除）</p> <p>加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらず<u>当社は</u>いつでも加盟店契約の全部もしくは一部（加盟店が使用する信用照会端末機の全部ま</p>	<p>第 24 条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>ダイナース</u>は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、<u>ダイナース</u>に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。</p> <p>2. <u>ダイナース</u>は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p>第 25 条（解約）</p> <p>1. 加盟店または<u>ダイナース</u>は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>ダイナース</u>は、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、<u>ダイナース</u>の判断により事前の通知をすることなくいつでも加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。</p> <p>第 26 条（加盟店契約の解除）</p> <p>加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらず<u>ダイナース</u>はいつでも加盟店契約の全部もしくは一部（加盟店が使用する信用照会端末機の</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>たは一部の利用を一時的に停止することを含む)を解除することができ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p> <p>(3) 第9条第4項に定める<u>当社</u>の調査に協力を行わない場合</p> <p>(4) 加盟店が取り扱った信用販売のうち、無効・紛失・盗難・第三者利用・偽造等のカードによる信用販売の割合が著しく高いと<u>当社</u>が認めた場合</p> <p>(6) 加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したまたは疑いがあると<u>当社</u>が判断した場合</p> <p>(7) 加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業行為等について会員から苦情があった場合で、<u>当社</u>が加盟店に非があると判断した場合</p> <p>(8) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると<u>当社</u>が判断した場合</p> <p>(12) 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき<u>当社</u>が判断した場合</p> <p>(13) 加盟店が<u>当社</u>に届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合、または<u>当社</u>に届出の連絡先にて<u>当社</u>から加盟店に連絡が取れない場合</p> <p>(14) 加盟店が取扱った信用販売にかかる売上について会員の換金目的による利用の割合が高いと<u>当社</u>が判断した場合、もしくは会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に加盟店がその換金行為に加担するなど不適切な信用販売を行っているとき<u>当社</u>が判断した場合、または加盟店(代表者および関係者を含む)が自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうち<u>当社</u>が不適当と判断した場合</p> <p>(15) 加盟店および加盟店の代表者に対し<u>当社</u>が会員資格を取り消す手続をとつ</p>	<p>全部または一部の利用を一時的に停止することを含む)を解除することができ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p> <p>(3) 第9条第4項に定める<u>ダイナース</u>の調査に協力を行わない場合</p> <p>(4) 加盟店が取り扱った信用販売のうち、無効・紛失・盗難・第三者利用・偽造等のカードによる信用販売の割合が著しく高いと<u>ダイナース</u>が認めた場合</p> <p>(6) 加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したまたは疑いがあると<u>ダイナース</u>が判断した場合</p> <p>(7) 加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業行為等について会員から苦情があった場合で、<u>ダイナース</u>が加盟店に非があると判断した場合</p> <p>(8) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると<u>ダイナース</u>が判断した場合</p> <p>(12) 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき<u>ダイナース</u>が判断した場合</p> <p>(13) 加盟店が<u>ダイナース</u>に届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合、または<u>ダイナース</u>に届出の連絡先にて<u>ダイナース</u>から加盟店に連絡が取れない場合</p> <p>(14) 加盟店が取扱った信用販売にかかる売上について会員の換金目的による利用の割合が高いと<u>ダイナース</u>が判断した場合、もしくは会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に加盟店がその換金行為に加担するなど不適切な信用販売を行っているとき<u>ダイナース</u>が判断した場合、または加盟店(代表者および関係者を含む)が自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうち<u>ダイナース</u>が不適当と判断した場合</p> <p>(15) 加盟店および加盟店の代表者に対し<u>ダイナース</u>が会員資格を取り消す手続</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>た場合</p> <p>(17) その他<u>当社</u>が加盟店として不適当と認めた場合</p> <p>第 27 条（契約終了後の処理）</p> <p>1. 第 25 条または第 26 条により加盟店契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、<u>当社</u>および加盟店は当該信用販売を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、<u>当社</u>と加盟店が別途合意した場合はこの限りではありません。</p> <p>2. <u>当社</u>は前条により加盟店契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている信用販売代金について、債権譲渡を解除するか、会員から当該信用販売代金の支払を受けるまで加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。</p> <p>3. 加盟店は加盟店契約を終了した場合には、直ちに加盟店の負担において<u>当社</u>に対し加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによるものとします。</p> <p>第 28 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>3. 加盟店が本条第 1 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、<u>当社</u>は加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めことができ、<u>当社</u>がその報告を求めた場合、加盟店は、<u>当社</u>に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>4. <u>当社</u>は、加盟店が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、加盟店契約に基づく信用販売を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、<u>当社</u>が取引再開を認めるまでの間、信用販売を</p>	<p>をとった場合</p> <p>(17) その他<u>ダイナース</u>が加盟店として不適当と認めた場合</p> <p>第 27 条（契約終了後の処理）</p> <p>1. 第 25 条または第 26 条により加盟店契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、<u>ダイナース</u>および加盟店は当該信用販売を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、<u>ダイナース</u>と加盟店が別途合意した場合はこの限りではありません。</p> <p>2. <u>ダイナース</u>は前条により加盟店契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている信用販売代金について、債権譲渡を解除するか、会員から当該信用販売代金の支払を受けるまで加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。</p> <p>3. 加盟店は加盟店契約を終了した場合には、直ちに加盟店の負担において<u>ダイナース</u>に対し加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによるものとします。</p> <p>第 28 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>3. 加盟店が本条第 1 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、<u>ダイナース</u>は加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めことができ、<u>ダイナース</u>がその報告を求めた場合、加盟店は、<u>ダイナース</u>に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>4. <u>ダイナース</u>は、加盟店が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、加盟店契約に基づく信用販売を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、<u>ダイナース</u>が取引再開を認めるまでの間、</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>行うことができないものとします。</p> <p>5. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、または本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、信用販売を継続することが不適切であると<u>当社</u>が認めた場合には、<u>当社</u>は、直ちに加盟店契約を解除できるものとし、かつ、<u>当社</u>に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合<u>当社</u>に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。</p> <p>6. 前項の規定により加盟店契約を解除した場合でも、<u>当社</u>に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは加盟店契約の各条項が適用されるものとします。</p> <p>第 29 条（地位の譲渡）</p> <p>3. <u>当社</u>は、加盟店契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。</p> <p>第 31 条（規約の変更および承認）</p> <p>本規約の変更については、<u>当社</u>が変更内容を通知、告知または公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他合理的方法による）した後、または変更後規約を加盟店に送付した後に加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。</p> <p>第 32 条（細部手続）</p> <p>本規約に定めのない細部の事項および事務処理上の手続きについては、<u>当社</u>が別に定めるところによるものとします。</p>	<p>信用販売を行うことができないものとします。</p> <p>5. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、または本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、信用販売を継続することが不適切であると<u>ダイナース</u>が認めた場合には、<u>ダイナース</u>は、直ちに加盟店契約を解除できるものとし、かつ、<u>ダイナース</u>に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合<u>ダイナース</u>に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。</p> <p>6. 前項の規定により加盟店契約を解除した場合でも、<u>ダイナース</u>に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは加盟店契約の各条項が適用されるものとします。</p> <p>第 29 条（地位の譲渡）</p> <p>3. <u>ダイナース</u>は、加盟店契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。</p> <p>第 31 条（規約の変更および承認）</p> <p>本規約の変更については、<u>ダイナース</u>が変更内容を通知、告知または公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他合理的方法による）した後、または変更後規約を加盟店に送付した後に加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。</p> <p>第 32 条（細部手続）</p> <p>本規約に定めのない細部の事項および事務処理上の手続きについては、<u>ダイナース</u>が別に定めるところによるものとします。</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>第 33 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>加盟店と<u>当社</u>との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p> <p>第 34 条 (諸法令・準拠法)</p> <p>加盟店と<u>当社</u>との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2024 年 10 月 1 日改定)</p>	<p>第 33 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>加盟店と<u>ダイナース</u>との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p> <p>第 34 条 (諸法令・準拠法)</p> <p>加盟店と<u>ダイナース</u>との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023 年 6 月 1 日改定)</p>	

ダイナースロイヤルチェック取扱登録店規約 新旧対照条文（傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>第1条（取扱登録店）</p> <p>ダイナースロイヤルチェック取扱登録店（以下「取扱店」といいます。）とは、本規約を承認の上、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「<u>当社</u>」）にダイナースロイヤルチェックの取扱店としての登録を申込み、<u>当社</u>が登録を認めたダイナースクラブ加盟店をいいます。</p> <p>第2条（ダイナースロイヤルチェックの定義）</p> <p>1. 本規約に基づき<u>当社</u>および<u>当社</u>の提携先が発行する商品券（以下併せて「商品券」といいます。）の名称は、ダイナースロイヤルチェックとします。</p> <p>第3条（事務の取扱い）</p> <p>2. 本規約でいう信用販売では、売上票の作成、使用者の署名、<u>当社</u>の承認を得る行為は一切不要とします。</p> <p>3. 取扱店は、商品券で信用販売を行う場合、提示された商品券と<u>当社</u>が取扱店に送付した商品券見本と照合しなければなりません。</p> <p>6. 前項の規定にかかわらず、<u>当社</u>と取扱店の協議に基づき別途指定した商品は信用販売の対象から除外されるものとします。</p> <p>7. 使用者から受領した商品券は、<u>当社</u>所定の方法により、切り取り部分を切り取り、取扱店において再利用を不可能とします。</p> <p>第4条（精算方法）</p> <p>1. 取扱店は、使用者から受領した商品券に<u>当社</u>所定の売上集計表を添付して、原</p>	<p>第1条（取扱登録店）</p> <p>ダイナースロイヤルチェック取扱登録店（以下「取扱店」といいます。）とは、本規約を承認の上、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「<u>ダイナース</u>」）にダイナースロイヤルチェックの取扱店としての登録を申込み、<u>ダイナース</u>が登録を認めたダイナースクラブ加盟店をいいます。</p> <p>第2条（ダイナースロイヤルチェックの定義）</p> <p>1. 本規約に基づき<u>ダイナース</u>および<u>ダイナース</u>の提携先が発行する商品券（以下併せて「商品券」といいます。）の名称は、ダイナースロイヤルチェックとします。</p> <p>第3条（事務の取扱い）</p> <p>2. 本規約でいう信用販売では、売上票の作成、使用者の署名、<u>ダイナース</u>の承認を得る行為は一切不要とします。</p> <p>3. 取扱店は、商品券で信用販売を行う場合、提示された商品券と<u>ダイナース</u>が取扱店に送付した商品券見本と照合しなければなりません。</p> <p>6. 前項の規定にかかわらず、<u>ダイナース</u>と取扱店の協議に基づき別途指定した商品は信用販売の対象から除外されるものとします。</p> <p>7. 使用者から受領した商品券は、<u>ダイナース</u>所定の方法により、切り取り部分を切り取り、取扱店において再利用を不可能とします。</p> <p>第4条（精算方法）</p> <p>1. 取扱店は、使用者から受領した商品券に<u>ダイナース</u>所定の売上集計表を添付し</p>	<p>変更 (以下同様)</p>

新規約	旧規約	備考
<p>則として1週間ごとに取りまとめ、当社に送付するものとします。</p> <p>2. 取扱店が当社に支払う割引料は、商品券1枚ごとに当社が定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、<u>当社</u>所定の方法により円未満を四捨五入するものとします。</p> <p>3. <u>当社</u>は、別表に記載されているスケジュールに準じ、前項に定める割引料を差し引いた金額をあらかじめ加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等<u>当社</u>の営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。</p> <p>第5条（偽造商品券への対処）</p> <p>1. 商品券の偽造・変造が発生した場合には、<u>当社</u>は取扱店に書面をもって連絡するものとします。</p> <p>第6条（無効商品券の取扱い）</p> <p>1. 取扱店は、明らかに偽造・変造・模造もしくは破損と判断できる商品券を提示された場合には、商品券使用者に対し、商品券の取り扱いを行わないものとし、当該商品券を保管のうえ直ちにその事実を<u>当社</u>に連絡するものとします。</p> <p>3. 紛失・盗難・偽造・変造された商品券に起因する売上等が発生し、<u>当社</u>が、商品券の使用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店はこれに協力するものとします。また、取扱店は、必要に応じて、加盟店が所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。</p> <p>第7条（様式の変更）</p>	<p>て、原則として1週間ごとに取りまとめ、当社に送付するものとします。</p> <p>2. 取扱店が<u>ダイナース</u>に支払う割引料は、商品券1枚ごとに<u>ダイナース</u>が定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、<u>ダイナース</u>所定の方法により円未満を四捨五入するものとします。</p> <p>3. <u>ダイナース</u>は、別表に記載されているスケジュールに準じ、前項に定める割引料を差し引いた金額をあらかじめ加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等<u>ダイナース</u>の営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。</p> <p>第5条（偽造商品券への対処）</p> <p>1. 商品券の偽造・変造が発生した場合には、<u>ダイナース</u>は取扱店に書面をもって連絡するものとします。</p> <p>第6条（無効商品券の取扱い）</p> <p>1. 取扱店は、明らかに偽造・変造・模造もしくは破損と判断できる商品券を提示された場合には、商品券使用者に対し、商品券の取り扱いを行わないものとし、当該商品券を保管のうえ直ちにその事実を<u>ダイナース</u>に連絡するものとします。</p> <p>3. 紛失・盗難・偽造・変造された商品券に起因する売上等が発生し、<u>ダイナース</u>が、商品券の使用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店はこれに協力するものとします。また、取扱店は、必要に応じて、加盟店が所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。</p> <p>第7条（様式の変更）</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>当社が商品券の様式・デザイン等を変更または種類を追加する場合は、当社は新しい商品券が効力を生ずる1ヶ月前までに、商品券見本に説明書を添えて加盟店に通知するものとします。</p> <p>第8条（解約）</p> <p>1. 取扱店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本規約に基づく契約を解約できるものとします。</p> <p>第9条（規約の変更）</p> <p>本規約の変更については、当社が変更内容を通知、告知または公表（当社のウェブサイトによる掲載その他合理的方法による）した後、または変更後規約を取扱店に送付した後に取扱店が商品券使用者に対して信用販売を行った場合、取扱店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2024年10月1日改定)</p>	<p>ダイナースが商品券の様式・デザイン等を変更または種類を追加する場合は、当社は新しい商品券が効力を生ずる1ヶ月前までに、商品券見本に説明書を添えて加盟店に通知するものとします。</p> <p>第8条（解約）</p> <p>1. 取扱店またはダイナースは、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本規約に基づく契約を解約できるものとします。</p> <p>第9条（規約の変更）</p> <p>本規約の変更については、ダイナースが変更内容を通知、告知または公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他合理的方法による）した後、または変更後規約を取扱店に送付した後に取扱店が商品券使用者に対して信用販売を行った場合、取扱店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2022年6月1日改定)</p>	

加盟店情報取り扱いに関する同意条項 新旧対照条文（傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>第1条（加盟店情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 加盟店または加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む <u>当社</u>との取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）および加盟店送金業務等の加盟 店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報（以下、総称して「加盟店情報」といいます。）を、<u>当社</u>が必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 加盟店契約者等が加盟店申込時に届け出た加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、加盟店契約 者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき加盟店契約者等が<u>当社</u>に届け出た事項（加盟店におけるカード番号等の適切な管理および不正利用対策状況を含む）および電話等により問い合わせし<u>当社</u>が知り得た情報（以下総称して「加盟店属性情報」といいます。）</p> <p>(3) 加盟申込日、加盟承認日、CCT 等の端末機の識別番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店契約者等と<u>当社</u>の取引に関する事項および加盟店申込みにかかわる事実</p> <p>(5) <u>当社</u>が収集した加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴</p> <p>(10) <u>当社</u>が加盟を認めなかった場合にその事実および理由</p> <p>2. 加盟店契約者等は、<u>当社</u>が前項第1号、第2号、第3号、第4号および第7号の加盟店情報を必要な保護措置を講じた上で、以下の各号に定める目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p>4. <u>当社</u>は、加盟契約の有無、利用状況の調査等を目的とし、加盟店情報をダイナースクラブインターナショナルおよび 外国ダイナースへ提供出来るものとし</p>	<p>第1条（加盟店情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 加盟店または加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む <u>ダイナース</u>との取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）および加盟店送金業務等の加盟 店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報(以下、総称して「加盟店情報」といいます。)を、<u>ダイナース</u>が必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 加盟店契約者等が加盟店申込時に届け出た加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、加盟店契約 者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき加盟店契約者等が<u>ダイナース</u>に届け出た事項（加盟店におけるカード番号等の適切な管理および不正利用対策状況を含む）および電話等により問い合わせし<u>ダイナース</u>が知り得た情報（以下総称して「加盟店属性情報」といいます。）</p> <p>(3) 加盟申込日、加盟承認日、CCT 等の端末機の識別番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店契約者等と<u>ダイナース</u>の取引に関する事項および加盟店申込みにかかわる事実</p> <p>(5) <u>ダイナース</u>が収集した加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴</p> <p>(10) <u>ダイナース</u>が加盟を認めなかった場合にその事実および理由</p> <p>2. 加盟店契約者等は、<u>ダイナース</u>が前項第1号、第2号、第3号、第4号および第7号の加盟店情報を必要な保護措置を講じた上で、以下の各号に定める目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p>4. <u>ダイナース</u>は、加盟契約の有無、利用状況の調査等を目的とし、加盟店情報をダイナースクラブインターナショナルおよび 外国ダイナースへ提供出来るも</p>	<p>変更 (以下同様)</p>

新規約	旧規約	備考
<p>ます。</p> <p>第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）</p> <p>1. 加盟店契約者等は、加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟申し込みにかかわる事実、ならびに契約申込者およびその代表者等に関する個人情報保護法が定める信用情報を<u>当社</u>が加盟する加盟店信用情報機関に登録され、本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意します。</p> <p>2. 加盟店契約者等は、<u>当社</u>が加盟する加盟店信用情報機関または当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店契約者等およびその代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定める範囲で<u>当社</u>が自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意します。</p> <p>第3条（<u>当社</u>が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <p>第4条（加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き）</p> <p>1. 加盟店契約者等は、<u>当社</u>および加盟店信用情報機関に対して、個人情報保護法に定めるところにより、以下の手続きにより加盟店情報の開示、訂正等または利用停止等を請求することができるものとします。</p> <p>(1) 加盟店契約者等が、<u>当社</u>の保有する加盟店個人情報の開示・訂正等または利用停止等を請求する際の手続きは、末尾記載のお客様相談室宛問い合わせください。これら請求手続の詳細を案内します。また、<u>当社</u>ウェブサイトでも確認できるものとします。</p> <p>2. <u>当社</u>は、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正等また</p>	<p>のとします。</p> <p>第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）</p> <p>1. 加盟店契約者等は、加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟申し込みにかかわる事実、ならびに契約申込者およびその代表者等に関する個人情報保護法が定める信用情報を<u>ダイナース</u>が加盟する加盟店信用情報機関に登録され、本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意します。</p> <p>2. 加盟店契約者等は、<u>ダイナース</u>が加盟する加盟店信用情報機関または当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店契約者等およびその代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定める範囲で<u>ダイナース</u>が自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意します。</p> <p>第3条（<u>ダイナース</u>が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <p>第4条（加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き）</p> <p>1. 加盟店契約者等は、<u>ダイナース</u>および加盟店信用情報機関に対して、個人情報保護法に定めるところにより、以下の手続きにより加盟店情報の開示、訂正等または利用停止等を請求することができるものとします。</p> <p>(1) 加盟店契約者等が、<u>ダイナース</u>の保有する加盟店個人情報の開示・訂正等または利用停止等を請求する際の手続きは、末尾記載のお客様相談室宛問い合わせください。これら請求手続の詳細を案内します。また、<u>ダイナース</u>ウェブサイトでも確認できるものとします。</p> <p>2. <u>ダイナース</u>は、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>は利用停止等の措置をとるものとします。</p> <p>3. 加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める加盟店情報の利用に関して中止を申し出た場合、<u>当社は業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。</u>なお、中止の申し出はお客様相談室宛行うものとします。</p> <p>第5条（加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合）</p> <p><u>当社は</u>、加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または、本規約に定める加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認できない場合、加盟を断ることや、加盟店契約の解除の手続きを取ることがあるものとします。ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に加盟を断ることや、解除の手続きをとることはないものとします。</p> <p>第6条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）</p> <p>1. <u>当社は</u>、加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みに際して取得した情報を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で<u>当社</u>が定める所定の期間その情報を保有・利用することおよび、本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することができるものとします。</p> <p>2. <u>当社は</u>、加盟店契約終了後も（加盟店契約の解除、解約の場合も含みます。）、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、法令等に基づき、法令等または<u>当社</u>が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用するまたはことができるものとします。</p> <p>本規約に関するお問い合わせ先</p>	<p>等または利用停止等の措置をとるものとします。</p> <p>3. 加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める加盟店情報の利用に関して中止を申し出た場合、<u>ダイナースは業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。</u>なお、中止の申し出はお客様相談室宛行うものとします。</p> <p>第5条（加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合）</p> <p><u>ダイナースは</u>、加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または、本規約に定める加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認できない場合、加盟を断ることや、加盟店契約の解除の手続きを取ることがあるものとします。ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に加盟を断ることや、解除の手続きをとることはないものとします。</p> <p>第6条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）</p> <p>1. <u>ダイナースは</u>、加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みに際して取得した情報を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で<u>ダイナース</u>が定める所定の期間その情報を保有・利用することおよび、本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することができるものとします。</p> <p>2. <u>ダイナースは</u>、加盟店契約終了後も（加盟店契約の解除、解約の場合も含みます。）、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、法令等に基づき、法令等または<u>ダイナース</u>が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用するまたはことができるものとします。</p> <p>本規約に関するお問い合わせ先</p>	

新規約	旧規約	備考
<p>三井住友トラストクラブ株式会社 お客様相談室</p> <p>〒 104-6035</p> <p>東京都中央区晴海 1-8-10 トリトンスクエア X 棟</p> <p>電話番号 <u>03-6852-0935</u></p> <p>< 別表 > 売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払 (脚注)</p> <p>*売上受付締切日について(当社とのご契約内容により、締切日が異なる場合があります。)</p> <p>・売上データは、土曜、日曜、祝日等<u>当社</u>の営業日でない場合でも授受いたします。</p> <p>2. 売上票およびロイヤルチェックを利用した取扱い</p> <p>・売上票受付締切日が土曜、日曜、祝日等<u>当社</u>の営業日でない場合は、その前営業日となります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2024 年 10 月 1 日改定)</p>	<p>三井住友トラストクラブ株式会社 お客様相談室</p> <p>〒 104-6035</p> <p>東京都中央区晴海 1-8-10 トリトンスクエア X 棟</p> <p>電話番号 <u>03-6770-2820</u></p> <p>< 別表 > 売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払 (脚注)</p> <p>*売上受付締切日について(<u>ダイナース</u>とのご契約内容により、締切日が異なる場合があります。)</p> <p>・売上データは、土曜、日曜、祝日等<u>ダイナース</u>の営業日でない場合でも授受いたします。</p> <p>2. 売上票およびロイヤルチェックを利用した取扱い</p> <p>・売上票受付締切日が土曜、日曜、祝日等<u>ダイナース</u>の営業日でない場合は、その前営業日となります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023 年 6 月 1 日改定)</p>	<p>変更</p> <p>(お客様相談室の電話番号)</p>

LC-4280-202410